

## 公司清算中的股东责任简述

所谓公司清算，是指在公司解散之后清理公司未了结的业务、处理债权债务、分配公司剩余财产，从而最终消灭公司主体资格的法定程序。除因合并或分立而解散外，其他原因引起的公司终止，均需经过清算程序。通常来讲，公司清算分为两大类型：破产清算和非破产清算，本文主要讨论非破产清算。

### 一、公司清算中股东所承担的义务

根据《中华人民共和国公司法》(以下简称“《公司法》”)第一百八十三条<sup>1</sup>、《最高人民法院关于适用<中华人民共和国公司法>若干问题的规定(二)》(以下简称“《公司法》司法解释二”)第十八条<sup>2</sup>之规定，有限责任公司的清算义务主体为全体股东，股份有限公司的清算义务主体为董事、控股股东。换言之，无论是有限责任公司的股东，还是股份有限公司的股东，皆负有依法启动清算程序、决定清算组成员义务的职责。

至于清算人(或清算组)成员的组成，根据《公司法》第一百八十三条之规定，有限责任公司的清算人(或清算组)由股东组成，股份有限公司的清算组由董事或者股东大会确定的人员组成。可见，在公司开始清算前，公司股东扮演着清算义务人的角色；而在清算进行过程中，公司股东又可能同时扮演清算人(或清算组)成员的角色。清算人(或

## 会社清算における株主の責任について簡潔に考察する

会社清算とは、会社が解散した後に、未了了の業務を片付け、債権債務を処理し、会社残余財産を分配することで、最終的に会社の主体資格を消滅させるための法に定められた手続きをいう。合併や分割により解散する場合を除き、その他の理由で会社を終了させる場合、いずれも清算手続きを踏まなければならない。一般的に、会社清算を大別すると、破産による清算と破産によらない清算という2つのパターンがあり、本稿では、主に破産によらない清算について考察する。

### 一、会社清算において株主が負う義務

「中華人民共和国会社法」(以下「『会社法』」といふ)第183条<sup>1</sup>、「中華人民共和国会社法」適用の若干事項に関する最高人民法院の規定(二)」(以下「『会社法』司法解釋二」といふ)第18条<sup>2</sup>の規定によると、有限責任会社の場合、清算義務の主体は株主全員であり、株式会社の場合、清算義務の主体は董事、支配株主である。言い換えれば、有限責任会社の株主であろうと、株主会社の株主であろうと、いずれも法に従い清算手続を開始させ、清算委員会の構成員を確定する義務を負わされている。

また、清算人(又は清算委員会)の構成員については、「会社法」第183条では、有限責任会社の清算人(又は清算委員会)は株主により構成され、株式会社の清算委員会は董事又は株主総会で確定した者により構成される、定められている。よって、会社清算が開始される前においては、会社の株主は清算義務者の役割を担っており、清算の過程においては、会社の株主は同時

<sup>1</sup> 《公司法》第一百八十三条：公司因本法第一百八十一条第一项、第二项、第四项、第五项规定而解散的，应当在解散事由出现之日起十五日内成立清算组，开始清算。有限责任公司的清算组由股东组成，股份有限公司的清算组由董事或者股东大会确定的人员组成。逾期不成立清算组进行清算的，债权人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。人民法院应当受理该申请，并及时组织清算组进行清算。

<sup>1</sup> 「会社法」第183条：会社は、本法第180条第(一)号、第(二)号、第(四)号、第(五)号の規定により解散する場合、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。有限責任会社の清算委員会は株主により構成され、株式会社の清算委員会は董事又は株主総会で確定した者により構成される。期限内に清算委員会を成立させて清算を行わない場合、債権者は、人民法院に対し、然るべき者を指定して清算委員会を設置し、清算を行わせるよう申し立てることができる。人民法院は、かかる申請を受理し、かつ遅滞なく清算委員会を組織し、清算を行わせなければならない。

<sup>2</sup> 《公司法》司法解释二第十八条：有限责任公司的股东、股份有限公司的董事和控股股东未在法定期限内成立清算组开始清算，导致公司财产贬值、流失、毁损或者灭失，债权人主张其在造成损失范围内对公司债务承担赔偿责任的，人民法院应依法予以支持。

有限责任公司的股东、股份有限公司的董事和控股股东因怠于履行义务，导致公司主要财产、账册、重要文件等灭失，无法进行清算，债权人主张其对公司债务承担连带清偿责任的，人民法院应依法予以支持。

上述情形系实际控制人原因造成，债权人主张实际控制人对本公司债务承担相应民事责任的，人民法院应依法予以支持。

<sup>2</sup> 「会社法」司法解釋二の第18条：有限責任会社の株主、株式会社の董事及び支配株主が所定の期間内に清算委員会を成立させて清算を開始しなかったために、会社財産の価値が下落し、流失し、破損し、又は滅失し、債権者がそれらに対し損害をもたらした範囲内で会社の債務について賠償責任を負うよう主張した場合には、人民法院は法に従い、これを支持しなければならない。

有限責任会社の株主、株式会社の董事及び支配株主が義務の履行を怠ったことにより、会社の主たる財産、帳簿、重要文書などが滅失し、清算を行うことができなくなり、債権者がそれらに対し会社債務について連帯して弁済責任を負担するよう主張した場合には、人民法院は法に従い、これを支持しなければならない。

上記の状況が実質的支配者の責任によりもたらされたものであり、債権者が実質的支配者に対し、会社の債務についてしかるべき民事責任の負担を主張した場合には、人民法院は法に従い、これを支持しなければならない。

清算组)是“法定临时性执行机关，对内组织清算，执行清算事务，对外代表公司”，清算人(或清算组)的法定义务是忠于职守、依法履行清算责任，是一种善良管理人的注意义务。该注意义务要求清算人执行清算事务的注意程度必须与其作为清算人的身份及自己的职业、地位、能力、学识等相适应，清算人处理公司事务时，应具有与处理本人事务同样程度的谨慎和勤勉，并确信其采取的措施是在当时的具体条件下有利于公司和债权人的选择。

に清算人(又は清算委員会)の構成員となることもあります。清算人(又は清算委員会)は、法で定められた臨時の執行機関であり、対内的には清算を進め、清算業務を遂行し、対外的には会社を代表する者であることがわかる。清算人(又は清算委員会)の法定义務は、職務に忠実であり、法に従い清算責任を履行することとされており、これは善良な管理者の注意義務に該当する。当該注意義務は、清算人がその立場及び自らの職業、地位、能力、学識などにふさわしい注意をもって清算業務を遂行し、清算人が自身の業務を処理すると同等の慎重さと勤勉さをもって会社業務を処理し、且つその時点における具体的な条件に応じて会社と債権者に有利な選択をするための措置を講じたことを確信できることを清算人に求めている。

## 二、公司清算中股东责任的主要类型

对于已经解散的公司，在开始清算前，公司股东负有组织清算人进行清算的义务。如果股东在公司解散之后自愿主动地履行义务、并积极组织清算人开展清算行为，则无需承担清算责任；但若未依法组织清算，则清算义务便转化成了清算责任，此时就需要由其承担损害赔偿的责任或者连带清偿责任。同样地，在清算开始之后，如果担任清算人(或清算组)成员的股东未能合理地执行清算事务，也需要承担相应的责任。具体而言，股东所需承担的责任类型如下表所示：

## 二、会社清算における株主責任の主なパターン

すでに解散した会社にとっては、清算開始前に、会社の株主は清算人を組織し、清算を行う義務がある。もしも株主が会社の解散後に、自主的に義務を履行し、清算人をして清算行為を積極的に進めた場合、清算責任を負う必要がないが、法に従い清算を行わなかった場合、清算義務は清算責任へと転化してしまうが、そのとき、株主は損害賠償責任又は連帯弁済責任を負わなければならなくなる。どうよう、清算開始後、清算人(又は清算委員会)の構成員を務める株主が清算業務を合理的に遂行できなかった場合においても、しかるべき責任を負わなければならない。具体的には、株主が負わなければならない責任のパターンは下表の通りである。

表 1

清算開始前	
股东责任の类型	律师解读
作为清算义务人因违反受信义务 <sup>3</sup> 而应承担补充赔偿责任	<ul style="list-style-type: none"> <li>如果公司股东<u>没有在法定期限内成立清算组进行清算而导致了公司财产贬值、流失、毁损或者灭失的</u>，股东应在所造成损失的范围内对公司的债务承担赔偿责任。</li> </ul>
作为清算义务人因违反受信义务而应承担损害赔偿责任 (注：该责任属于侵权责任，因此应限定在该行为所造成的债权人损失的范围内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在公司解散后，<u>恶意处置公司财产给债权人造成损失的，或者未经依法清算，以虚假的清算报告骗取公司登记机关办理法人注销登记的</u>，股东应当对其行为给债权人所造成的损失承担赔偿责任。</li> </ul>
作为清算义务人因违反受信义务	<ul style="list-style-type: none"> <li>如果因为<u>急于履行清算义务，致使公司主要的财产、</u></li> </ul>

表 1

清算開始前	
株主責任のパターン	筆者解説
清算義務者として信認義務 <sup>3</sup> に違反したことにより、負うべき補充賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社株主が<u>所定の期限内に清算委員会を成立させて清算を行わないこと</u>により、会社財産の価値が下落し、流失し、破損し、又は滅失した場合、株主はこれによりもたらされた損失の範囲内で会社の債務について賠償責任を負わなければならない。</li> </ul>
清算義務者として信認義務に違反したことにより、負うべき損害賠償責任 (注：当該責任は不法行為責任に該当するため、当該行為により生じた債権者の損失の範囲内に限定される)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の解散後、<u>会社財産を悪意をもって処分し債権者に損失をもたらした場合、又は法に従い清算を行わず、虚偽の清算報告をもって会社登記機関を欺き法人の抹消登記を行った場合</u>、株主はその行為により債権者にもたらした損失について賠償責任を負わなければならない。</li> </ul>
清算義務者として信認義務に違反	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>清算義務の履行を怠ったこと</u>により、会社の主たる財産、</li> </ul>

<sup>3</sup> 所谓受信义务是指，作为清算义务主体的股东，其承担的“依法启动清算程序、决定清算组成员”的义务是来源于其对公司的控制，该义务在理论界被称为“受信义务”。

<sup>3</sup> 信認義務とは、清算義務の主体としての株主が、自己の負う「法により清算手続きを開始し、清算委員会の構成員を確定する」義務が、自己の会社に対する支配による生じるものであることを意味し、理論上、当該義務が「信認義務」と呼ばれる。

而应承担连带赔偿责任	<b>重要文件、账册等灭失而无法进行清算的，或者未经依法清算便办理法人注销登记导致公司无法进行清算的，股东应对公司的债务承担连带清偿责任。</b>	したことにより、負うべき連帯賠償責任	<b>重要文書、帳簿などが滅失し、清算を行うことができなくなった場合、又は法に従い清算し法人の抹消登記手続きを行わなかったことにより会社が清算できなくなった場合、株主は会社の債務について連帯して弁済責任を負わなければならない。</b>
------------	---	--------------------	---

表 2

清算过程中	
股东责任的类型	律师解读
<b>作为清算组成员因违反注意义务而应承担损害赔偿责任</b>  (注：该赔偿责任具备了一般侵权民事责任的构成要件，系基于侵权责任而承担，因此不以股东的出资额为限)	<p>在以下情形中，股东应在其行为所造成损失的范围内对公司的债务承担损害赔偿责任：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 作为清算组成员的股东，未将公司解散清算事宜书面通知全体已知债权人，或没有在全国或者公司注册登记地省级有影响的报纸上进行公告的。</li> <li>▪ 作为清算组成员的股东，执行未经股东会或者股东大会决议确认的清算方案并因此给公司或债权人造成损失的。</li> <li>▪ 作为清算组成员的股东，在从事清算事务过程中，违反法律、行政法规或者公司章程给公司或者债权人造成损失的。</li> </ul>
<b>作为普通股东因违反出资义务而应承担的资本充实责任与补充清偿责任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在清算过程中，公司股东抽逃资金、投资不实或者采用其他违法性手段获得公司财产，应该在取得公司财产的范围内对公司的债务承担清偿责任。</li> <li>▪ 在清算过程中，当公司的财产不足清偿公司债务时，未缴纳出资的股东、发起人或者设立公司时的其他股东在没有缴纳的出资范围内对公司的债务负有连带清偿责任。</li> </ul>

在清算结束之后，根据《中华人民共和国公司登记管理条例》第四十二条的规定，“公司清算组应当自公司清算结束之日起 30 日内向原公司登记机

表 2

清算中	
株主責任のパターン	筆者解説
<b>清算委員会の構成員として注意義務に違反したことにより、負うべき損害賠償責任</b> (注：当該賠償責任は一般的な不法行為による民事責任の成立要件を備えており、不法行為責任に基づき負担するため、株主の出資額を限度としない)	<p>以下の状況においては、株主はその行為による損失の範囲内に、会社の債務について損害賠償責任を負わなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 清算委員会の構成員である株主が、会社の解散・清算について、既知の債権者全員に書面で通知しなかった場合、又は全国紙若しくは会社の登録登記地である省のレベルで影響力ある新聞紙上で公告を行わなかった場合。</li> <li>▪ 清算委員会の構成員である株主が、株主会又は株主総会により決議確認されていない清算案を実施し、これにより会社又は債権者に損失をもたらした場合。</li> <li>▪ 清算委員会の構成員である株主が、清算業務を扱う過程において、法律、行政法規又は会社定款に違反したことにより、会社又は債権者に損失をもたらした場合。</li> </ul>
<b>普通株主として出资義務に違反したことにより、負うべき資本充実責任及び補充的弁済責任</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 清算過程において、会社株主が資金の不正な引き出し、不実の投資又はその他違法手段により、会社財産を獲得した場合、獲得した会社財産の範囲内で、会社の債務について弁済責任を負わなければならない。</li> <li>▪ 清算過程において、会社財産だけでは会社債務の弁済に足りない場合、出資金を払い込んでいない株主、発起人又は会社設立当時の他の株主が、払込を完了していない出資金に限定し、会社の債務について連帯して弁済責任を負う。</li> </ul>

清算が完了した後は、「中華人民共和国会社登記管理条例」第 42 条の規定によれば、「会社清算委員会は会社の清算が完了した日から 30 日以内に、もとの

关申请注销登记”。至此，公司的法人资格终结，股东责任亦相应结束。

(里兆律师事务所 2019 年 04 月 12 日编写)

会社登記機関にて抹消登記を申請しなければならない」とされている。これにより、会社の法人格は消滅され、株主の責任もまた終了する。

(里兆法律事務所が 2019 年 4 月 12 日付で作成)